



久賀大島浄化センター

公共下水道が一部供用開始されました

久賀・大島地区

久賀・大島地区公共下水道の一部区域（久賀・椋野・三浦）が、3月16日から供用開始されました。

供用開始区域内にお住まいの方々は、生活環境の改善と下水道事業サービスの持続のため、お早めの接続をお願いします。

また、供用開始区域の詳細については、町ホームページをご確認いただくか、下水道課にお問い合わせください。

■下水道受益者分担金について
公共下水道の供用が開始される排水区域内の土地所有者の方々に対して、4月に「下水道受益者分担金等申告書」を郵送していますので、まだご提出されていない場合は、記載内容をご確認の上、記名押印して下水道課または最寄りの総合支所・出張所にご提出ください。

この受益者分担金は、公共下水道施設の建設費を一部負担していただくもので、本町

の場合は、土地の面積に応じて1㎡あたり300円に設定されています。

なお、土地の利用状況が宅地以外の場合で、下水道が必要ない土地については、その利用方法が変更されるまで分担金の徴収を猶予することができますので、「下水道受益者分担金等徴収猶予申請書」をご提出ください。

■下水道への接続義務について
公共下水道の供用が開始された場合には、排水区域内の土地所有者、使用者または占有者は、排水設備を設置し、下水道に接続しなければなりません。（下水道法第10条）

また、処理区域内において汲み取り便所が設けられている建築物を所有する方は、供用開始の日から3年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る）に改造しなければなりません。（下水道法第11条の3第1項）

■排水設備工事は町指定工事店へ

宅地内の下水道への接続工事（排水設備工事）は、本町に登録している指定工事店だけが施工できます。排水設備指定工事店の連絡先は町ホームページをご覧ください。

■施工業者とのトラブルにご注意ください

役場から特定の指定工事店に対して下水道への接続に関する業務を委託することはありません。

また、接続工事を依頼する場合には、複数の業者から見積もりを徴取し、施工方法と費用を良く比較検討した後、双方合意の上で契約をしてください。

■問い合わせ

下水道課 下水道班
☎0820(79)1014